

# 選挙公営（公費負担）の手引き （自動車、ポスター、ビラ）

令和4年6月  
小竹町選挙管理委員会



## はじめに

この手引は、小竹町議会議員選挙及び小竹町長選挙において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続について記述したものです。

## もくじ

1	公費負担制度とは	1
2	公費負担の種類	1
3	対象となる候補者	1
4	公費負担の限度額	2
	（1）選挙運動用自動車の使用	2
	（2）選挙運動用ビラの作成	2
	（3）選挙運動用ポスターの作成	3
5	諸手続	4
	【1】契約締結と契約届出	4
	【2】確認申請	4
	【3】使用（作成）証明書の交付	4
	【4】費用の請求	5
	・選挙運動用自動車（ハイヤー・タクシー）の諸手続について	7
	・選挙運動用自動車の借入（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について	9
	・選挙運動用自動車の燃料代（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について	11
	・選挙運動用自動車の運転手（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について	13
	・選挙運動用ビラの作成の諸手続について	15
	・選挙運動用ポスターの作成の諸手続について	17



## 1 公費負担制度とは

この制度は、小竹町町議会議員選挙及び小竹町長選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」及び「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、小竹町が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

## 2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、小竹町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは、次の3つとなります。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

## 3 対象となる候補者

この公費負担制度においては、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

- ◆ 町議会議員選挙における供託物没収点  $\text{有効投票数} \div \text{議員定数} \times 1 / 10$
- ◆ 町長選挙における供託物没収点  $\text{有効投票数} \times 1 / 10$

## 4 公費負担の限度額

### (1) 選挙運動用自動車の使用

区分		公費負担の対象	公費負担の限度額	
選挙運動用自動車の使用 の場合	1 一般乗用旅客自動車運転事業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	1日 64,500円×5日 =322,500円	
	2 1に掲げる契約以外の契約	① 自動車借入契約 (レンタル、個人、会社等からの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	1日 16,100円×5日 =80,500円
		② 燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日 7,700円×5日 =38,500円
		③ 運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日について1人に限る)	1日 12,500円×5日 =62,500円

※ 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上）とは、道路運送法第3条第1項八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式をいいます。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

### (2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	7円73銭・・・①	町議：1,600枚・・・② 町長：5,000枚・・・②

【例1】町議会議員選挙運動用ビラ2,000枚の作成を13,200円で契約した場合

- 1枚当たりの作成単価は、13,200円÷2,000枚=6円60銭になります。この場合作成単価は、上限以下となっていますが作成枚数が上限を超えているため、6円60銭×1,600枚=10,560円が公費負担の対象となり、この額を超える分の2,640円は、候補者の負担になります。

【例2】町議会議員選挙運動用ビラ1,600枚の作成を14,080円で契約した場合

- 1枚当たりの作成単価は、14,080円÷1,600枚=8円80銭になります。この場合作成枚数は、上限以下となっていますが作成単価が上限を超えているため、7円73銭×1,600枚=12,368円が公費負担の対象となり、この額を超える分の1,712円は、候補者の負担になります。

### (3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	541円31銭×38枚+316,250円 38箇所 =8,864円(端数切上)・・・①	38枚・・・② (ポスター掲示場数)

【例1】選挙運動用ポスター45枚の作成を40万5千円で契約した場合

- 1枚当たりの作成単価は、405,000円÷45枚=9,000円になります。この場合作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、8,864円×38枚=336,832円が公費負担の対象となります。この額を超える分の68,168円は、候補者の負担になります。

【例2】選挙運動用ポスター50枚の作成を16万5千円で契約した場合

- ・ 1枚当たりの作成単価は、 $165,000円 \div 50枚 = 3,300円$ になります。  
この場合作成単価は、上限以下となっていますが作成枚数が上限を超えているため、 $3,300円 \times 38枚 = 125,400円$ が公費負担の対象となります。残り12枚分の39,600円は、候補者の負担になります。

## 5 諸手続

### 【1】契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- (1) 届出先 小竹町選挙管理委員会
- (2) 届出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出の時  
契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに
- (3) 添付書類 各業者等との契約書の写し

#### ◆注意

- 1 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要となります。
- 2 契約の相手方が生計を同じくする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りません。

### 【2】確認申請

次の(1)について公費負担の適用を受けようとする場合は、選挙管理委員会への確認申請が必要となります。

- (1) 確認申請が必要なもの
  - ・ 選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
  - ・ 選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の確認
  - ・ 選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数（掲示場数）の確認
- (2) 確認申請の方法
  - ・ 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
  - ・ 確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
  - ・ 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。
- (3) 確認申請書の提出先 小竹町選挙管理委員会
- (4) 確認書の交付
  - ・ 申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
  - ・ 交付を受けた確認書は、直ちに業者に提出してください。
  - ・ 確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

### 【3】使用（作成）証明書の交付

上記【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。

なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【4】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、小竹町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

(1) 請求する際に必要な提出書類

区 分		必 要 書 類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車 運送事業者との契約による場合 (ハイヤー・タクシー)	①請求書【様式第13号】 ②請求内訳書【別紙その1】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号】
	上記以外の契約による場合 自動車の借入れ	①請求書【様式第13号】 ②請求内訳書【別紙その1】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号(その1)】
	燃 料 代	①請求書【様式第13号】 給油伝票添付(給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの) ②請求内訳書【別紙その2】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号(その2)】 ④選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第7号】
	運転手の報酬	①請求書【様式第13号】 ②請求内訳書【別紙その2】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第10号(その3)】
選挙運動用ビラの作成		①請求書【様式第14号】 ②請求内訳書【別紙】 ③選挙運動用ビラ作成証明書【様式第11号】 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第8号】
選挙運動用ポスターの作成		①請求書【様式第15号】 ②請求内訳書【別紙】 ③選挙運動用ポスター作成証明書【様式第12号】 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第9号】

(2) 請求書の提出の際の注意

- ・ 支払方法は口座振込みで行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・ 請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

(3) 請求書の提出先

鞍手郡小竹町大字勝野 3167 番地 1

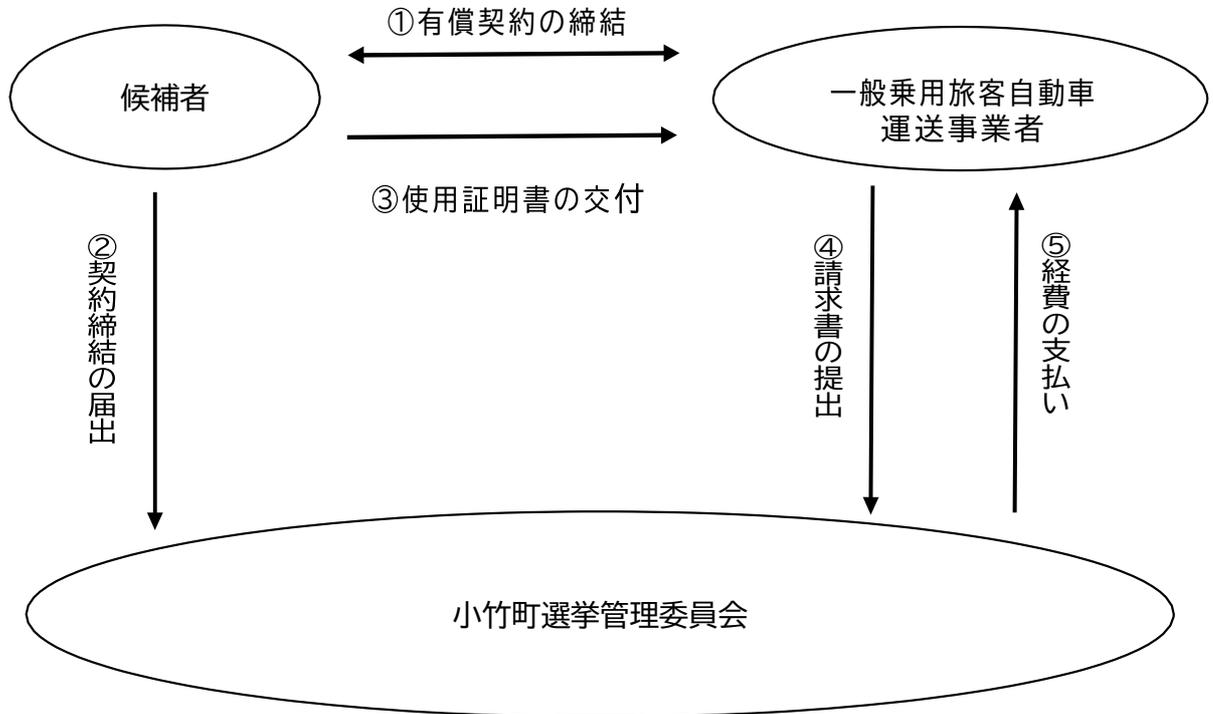
小竹町選挙管理委員会事務局 TEL 0949-62-1212

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）  
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

・選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号（その1）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第13号】	
	請求内訳書【別紙（その1）】	

選挙運動用自動車の使用  
 (一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)  
 ※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送業者)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号(その1)】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用・(自動車) 【様式第13号】 請求内訳書【別紙(その1)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることはできません。

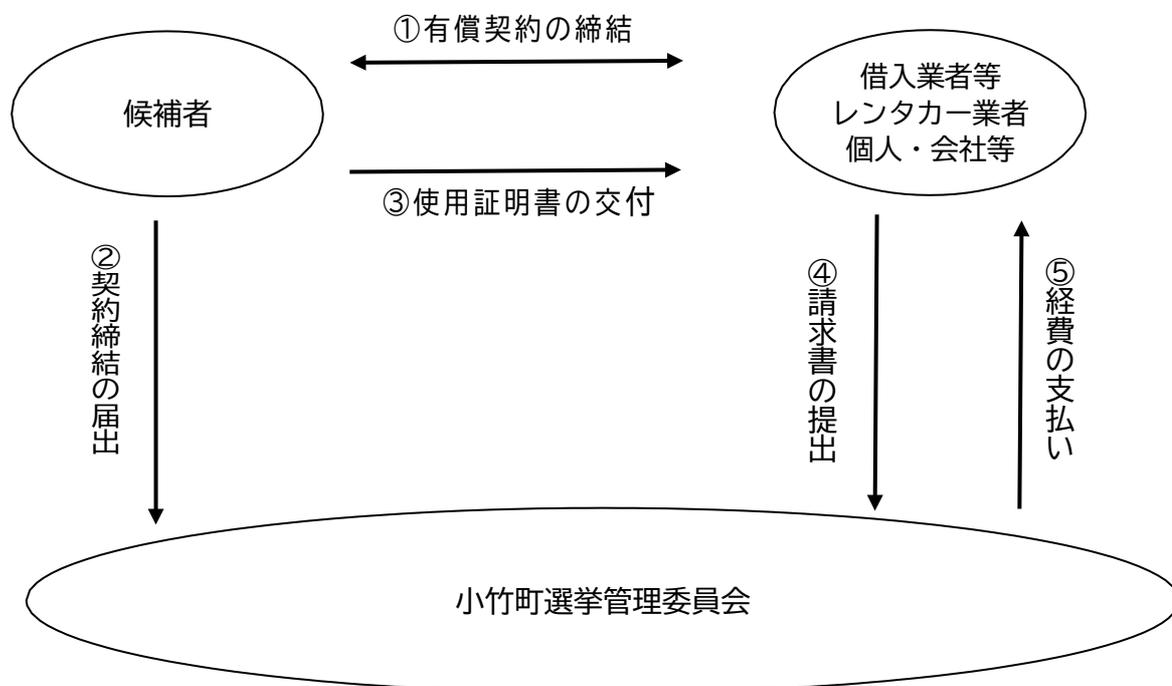
2 町長に対する上記の請求については、小竹町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）  
 （一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

・選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第13号】	
	請求内訳書【別紙（その2）】	

選挙運動用自動車の使用  
 (自動車の借入れ)  
 ※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車運賃貸借契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号(その1)】	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用・(自動車)) 【様式第13号】 請求内訳書【別紙(その2)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒借入業者等)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、小竹町選挙管理委員会で受け付けます。

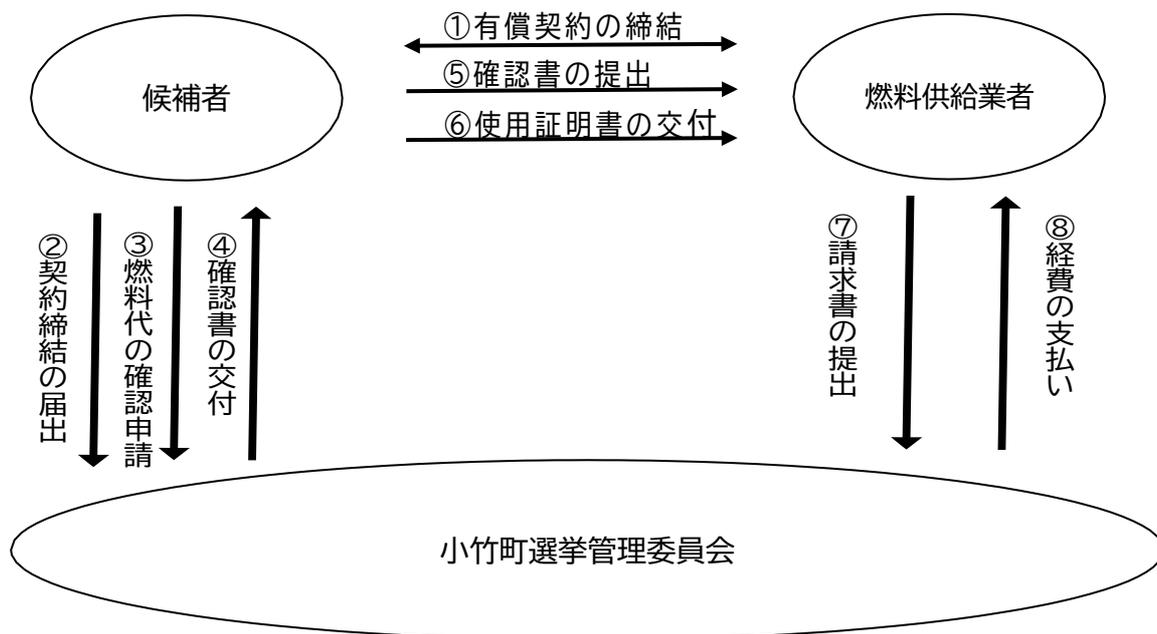
選挙運動用自動車の使用（燃料代）  
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

・選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請求 の前	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料代） 【様式第10号（その2）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第13号】	
	請求内訳書【別紙（その2）】	
	給油伝票の写し	

## 選挙運動用自動車の使用（燃料代）

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車の燃料供給契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料代) 【様式第10号(その2)】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用・(燃料代)) 【様式第13号】 請求内訳書【別紙(その2)】	④の確認書 ⑥の使用証明書給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町長⇒燃料供給業者)		

- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。  
 2 町長に対する上記の請求については、小竹町選挙管理委員会で受け付けます。

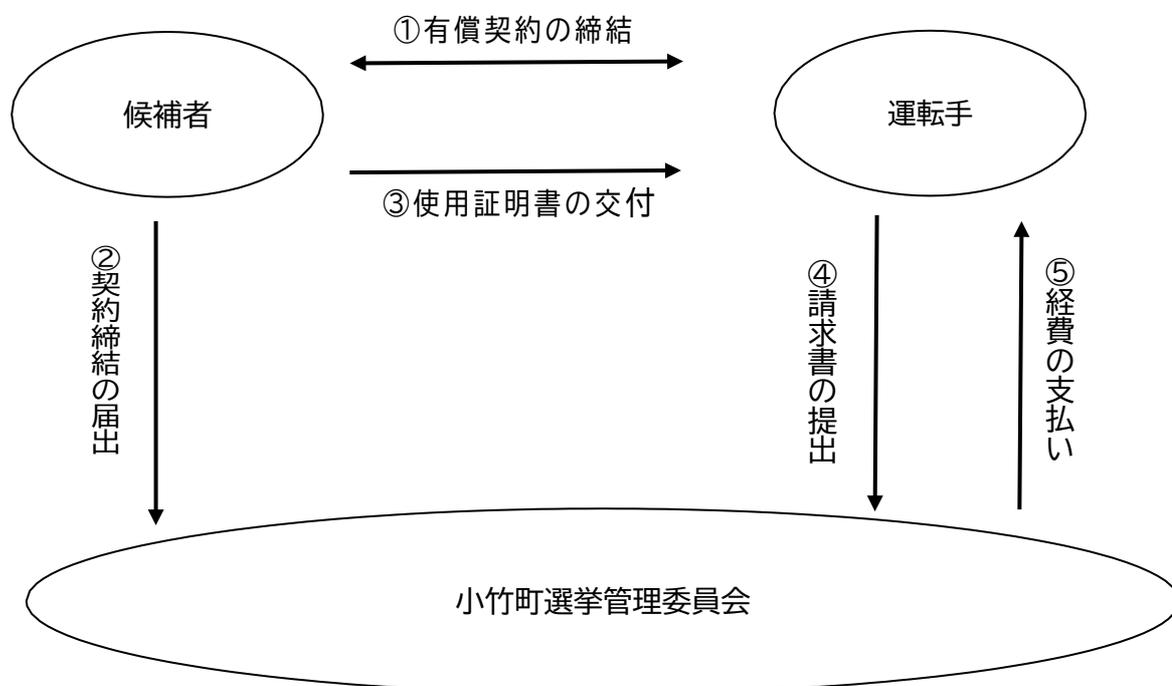
選挙運動用自動車の使用（運転手）  
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

・選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第10号（その3）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】	
	請求内訳書【別紙（その2）】	

## 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手の雇用者)	選挙運動用自動車の運転手の雇用契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第10号(その3)】	
④	請求書の提出 (運転手⇒町長)	請求書(運転手の雇用)【様式第13号】 請求内訳書【別紙(その2)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運転手)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることはできません。

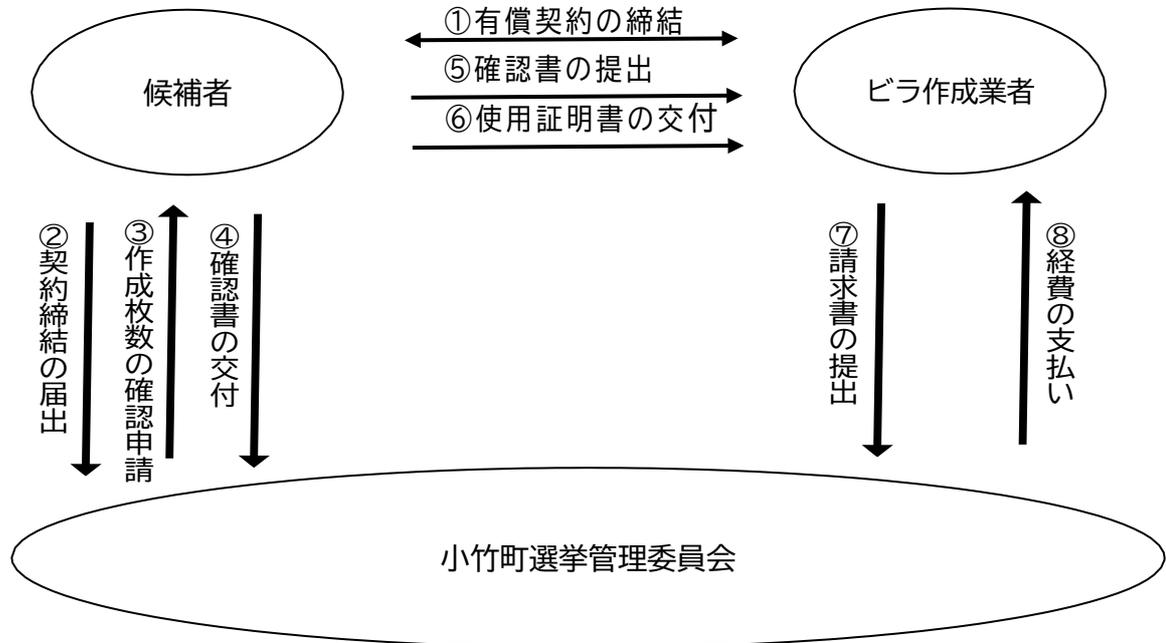
2 町長に対する上記の請求については、小竹町選挙管理委員会で受け付けます。

## 選挙運動用ビラの作成

・選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	
請 求 の 前	ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
請 求 の と き	ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
	ビラ作成証明書 【様式第11号】	
	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第14号】	
	請求内訳書 【別紙】	

### 選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	ビラ作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	ビラの作成契約届出書【様式第2号】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	ビラ作成枚数確認申請書【様式第5号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	ビラ作成枚数確認書【様式第8号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	ビラ作成証明書【様式第11号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町長)	請求書(ビラの作成)【様式第14号】 請求内訳書【別紙】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ビラ作成業者)		

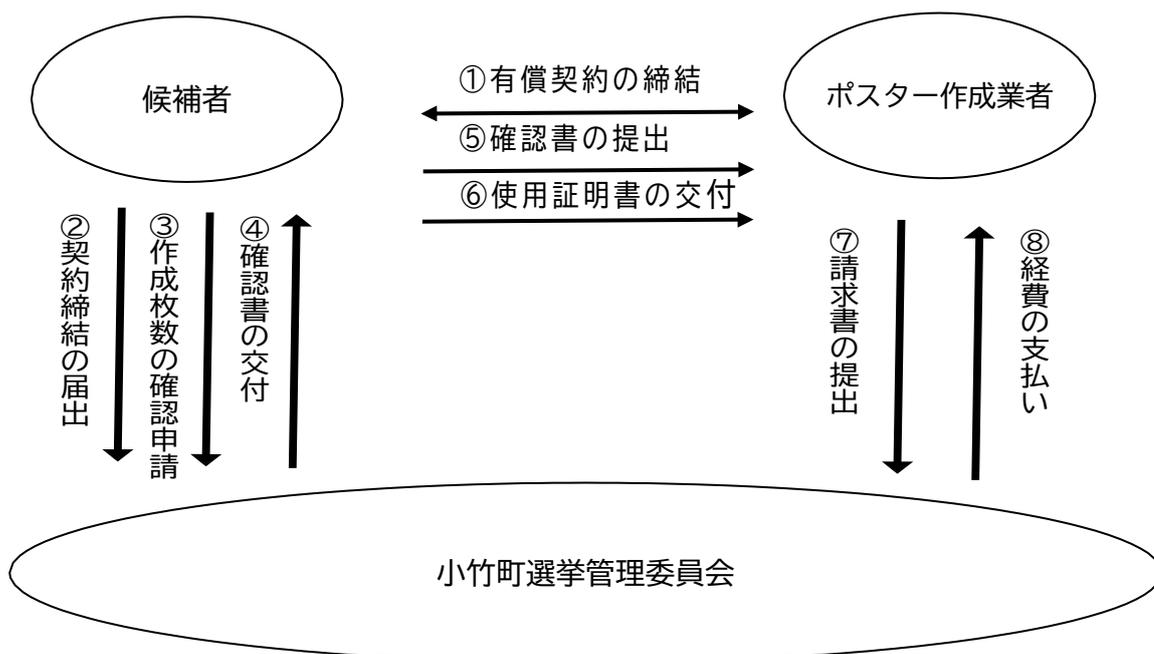
注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。  
2 町長に対する上記の請求については、小竹町選挙管理委員会で受け付けます。

## 選挙運動用ポスターの作成

・選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	ポスター作成の契約届出書 【様式第3号】	
請 求 の 前	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
請 求 の と き	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第12号】	
	請求書（ポスターの作成） 【様式第15号】	
	請求内訳書 【別紙】	

## 選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	ポスター作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	ポスター作成の契約届出書 【様式第3号】	①の契約書写し仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	ポスター作成証明書 【様式第12号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	請求書(ポスターの作成) 【様式第15号】 請求内訳書【別紙】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ポスター作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、小竹町選挙管理委員会で受け付けます。